

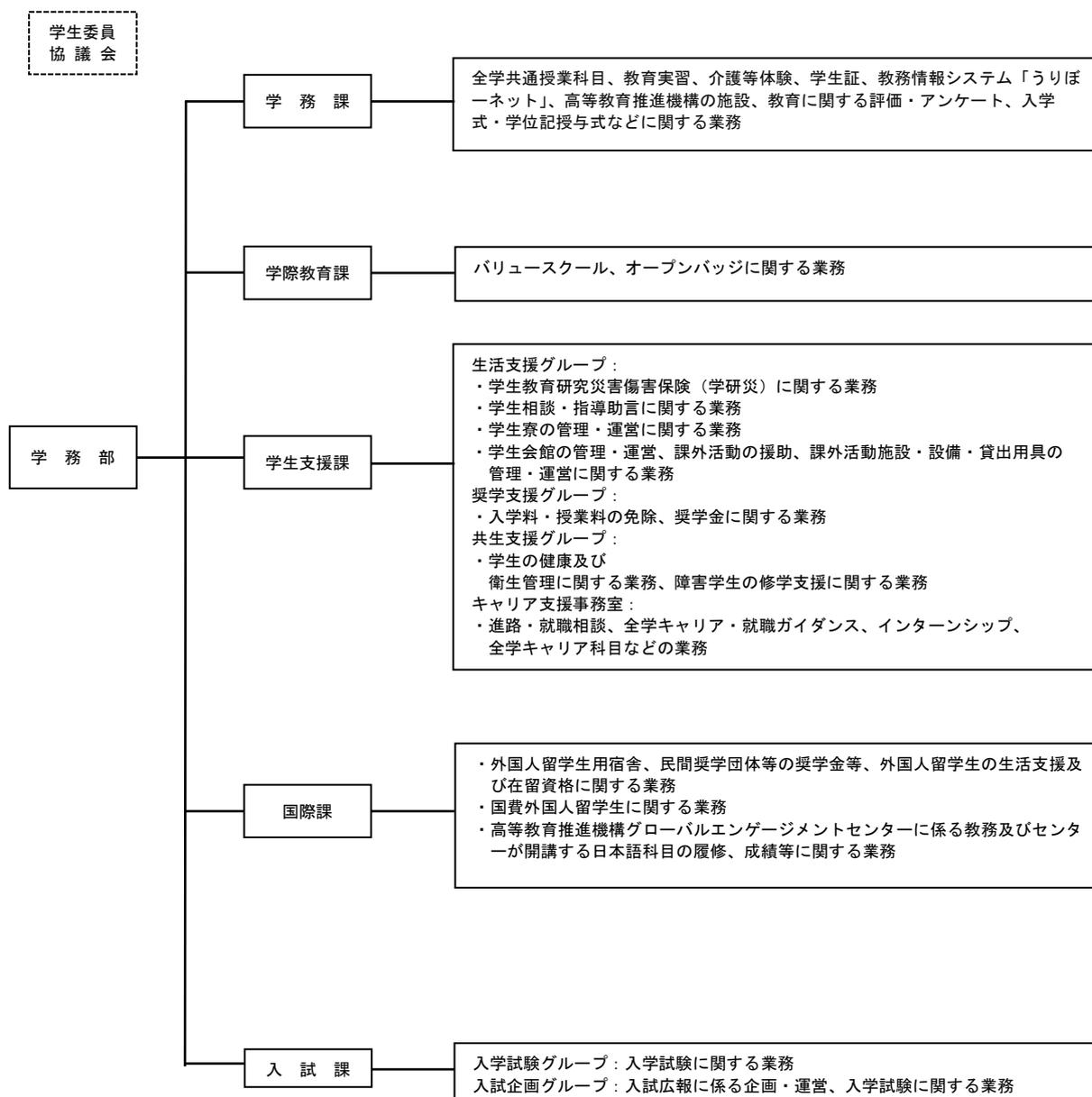
1 学生関係の事務組織

大学は、学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的としています。(学校教育法第 83 条第 1 項)

この目的を達成するため正課の教育を行うことはいまでもありませんが、正課教育以外の活動が果たす役割も大きいといえます。学生の教育、指導助言、課外活動、奨学金、授業料免除等の学生生活全般についてサポートする事務組織として学務部が置かれ、各学部等には教務学生係など学生関係の担当係が置かれています。

(1) 学 務 部

学務部は、学務課、学際教育課、学生支援課、国際課、入試課で組織され、その主な業務は次のとおりです。



* 学務部は、高等教育推進機構、保健管理センター、キャリアセンター、キャンパスライフ支援センター及びみらい開拓人材育成センター並びに各学部・研究科等と常に連携を取りながら、全学の学生に関する業務を行っています。わからないことや困ったことが起きたときは、気軽に各窓口を訪ねてください。

(2) 学生センター

学生センターは、鶴甲第1キャンパス（「地図」参照）にあり、学務部学生支援課が業務を行っています。

ここでは、皆さんが経済上、健康上等安定した中で学問研究や課外活動などの学生生活を送ることができるよう、全学の学生に共通する生活条件の改善や環境整備、課外活動、学生寮の運営、更には奨学金、授業料の免除等の修学援助業務を一元的に取り扱うとともに、学生生活におけるさまざまな学生相談に応じるなど、学生生活全般にわたる指導助言及び支援を行っています。

(3) キャリアセンター

キャリアセンターは、鶴甲第1キャンパスA棟1階（「地図」参照）にあり、学務部学生支援課キャリア支援事務室が業務を行っています。同センターは、各学部・研究科のほか、学内の各就職支援組織（団体）と連携しながら、入学から卒業までのキャリアデザイン支援・就職支援など、総合的なキャリアサポートを行っています。

(4) 高等教育推進機構教養教育院

高等教育推進機構教養教育院は、鶴甲第1キャンパス（「地図」参照）にあり、全学共通授業科目の企画、運営を行っています。教務関係業務は、学務課共通教育グループで取り扱っています。

主な取扱い業務

1. 全学共通授業科目に関すること。
 - ・教養科目等の抽選登録
 - ・試験（定期試験・再試験・追試験）
2. 教養教育院が管理する教室の使用に関すること。
3. 全学共通授業科目における授業中の事故、盗難、拾得物に関すること。

(5) 学部・研究科

各学部・研究科の教務学生担当係では、次の事務を行っています。

学生は、所属学部・研究科の教務学生担当係で各種手続き、履修の相談等を行ってください。

1. 授業・試験・学業成績に関すること。（ただし、全学共通授業科目は除く。）
2. 証明書に関すること。
3. 学生証に関すること。
4. 学生募集・入学・卒業に関すること。
5. その他、高等教育推進機構教養教育院で取り扱わない履修関係事務に関すること。